

第 11 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成25年11月21日(木) 午前10時00分

場 所 津市河芸庁舎 3階 防災本部室

出席部会委員 1 池田 長義・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・22 中林 長一
23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次

以上15名

欠席委員 2 太田 義政・20 中川 文博

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 5 青木 正司 ・22 中林 長一

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について(農業委員会許可・所有権移転)

- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、2名で、出席委員は15名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 5番 青木 委員、20番 中川 委員、よろしく申し上げます。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第5号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から21で、件数は21件、合計面積59,911㎡、その内訳は、
 田で59,604㎡、畑で307㎡でございます。
 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。
 4ページから7ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
 番号1から7で、7ページになりますが、合計で件数は7件、面積は
 31,632.75㎡で、その内訳は、田が23,660.08㎡、畑が
 7,972.67㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。いずれの案件もあっせん等の希望はございません。
 8ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1は、共同住宅用地、番号2は、長屋住宅用地、番号3は、共同住宅用地、番号4から7は、賃貸住宅用地でございます。
 以上件数は7件、合計面積は2,021㎡で、その内訳は、田が

1, 371㎡、畑が650㎡でございます。

続きまして、9ページから10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、一般個人住宅用地、番号2は、建売分譲住宅用地、番号3と4は、駐車場用地、番号5は、事務所及び駐車場用地、番号6は、建売分譲住宅用地、番号7は、倉庫及び進入路用地でございます。

10ページについて、以上件数は7件、合計面積は12,251㎡で、その内訳は、田が4,140㎡、畑が8,111㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1は、駐車場用地、番号2は、店舗及び駐車場用地、番号3は、太陽光発電施設用地、番号4は、乳児院用地、番号5は、太陽光発電施設用地でございます。

以上件数は5件、合計面積は3,385㎡で、その内訳は、田が1,324㎡、畑が2,061㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページから13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受け人 _____、面積8,932㎡、渡し人 _____、面積2,466㎡、申請地 栗真小川町沢 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積452㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 安東、受け人 _____、面積5,089㎡、渡し人 _____、面積3,677㎡、申請地 河辺町門脇 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積29㎡ 外1筆で、合計面積495㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 黒田、受け人 _____、面積19,366.03㎡、渡し人 _____、面積7,439㎡、申請地 河芸町南黒田井尻 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,904㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に利便である申請地を、高齢化のため労力不足の渡人から譲り受けようとするものです。

番号4、地区 黒田、受け人 _____、面積10,182㎡、渡し人 _____、面積8,145㎡、申請地 河芸町高佐五石縄 _____、台帳地目・現況地目

とも田、面積3,427㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 明、受け人 _____、面積10,285㎡、渡し人 _____、面積3,007㎡、申請地 芸濃町忍田興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積409㎡ 外2筆で、合計面積2,842㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 草生、受け人 _____、面積6,626㎡、渡し人 _____、面積6,626㎡、申請地 安濃町草生小丸_____、台帳地目・現況地目とも田、面積964㎡ 外6筆で、合計面積6,626㎡。

これにつきましては、同居する息子へ生前一括贈与をするものです。

番号7、地区 安濃、受け人 _____、面積52,707.91㎡、渡し人 _____、面積5,055㎡、申請地 安濃町太田南_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,193㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に利便である申請地を、高齢化のため労力不足の渡人から譲り受けようとするものです。

以上件数は7件で、合計面積は18,939㎡、その内訳は田18,181㎡、畑758㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、栗真。

青木委員 5番 青木です。事務局の説明通り、機械も全部揃っており、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 2番、安東。

事 務 局 今日は太田委員さんが欠席されておまして、事前に連絡をいただいております。内容につきましては、問題ないという事でございます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。3番、4番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。3番、4番、今事務局の説明の通り問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 5番、明。

杉谷委員 15番 杉谷です。_____というのは、_____でありまして、現在は_____という所で、4、5人が農業従事しています。地元の付き合いもされているみたいですので、何ら問題はないという事でございますので、よろしく申し上げます。

たします。

議 長 6番、草生。

平井委員 23番 平井です。事務局の説明通り、親子の生前一括贈与でございますので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 7番、安濃。

中林委員 22番 中林。ただいまの事務局の説明通りでございます、許可に問題はありません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 藤水、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 垂水足田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積991㎡ 外2筆で、合計面積3,471㎡です。

これにつきましては、平成25年1月21日に許可した案件ですが、その後、渡人は高齢のため意思確認ができなくなり、成年後見人の決定もできなくなったため、許可の取消願が提出されたものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、藤水。

奥山委員 10番 奥山です。

今、事務局から説明があったように、_____さんが話すことができないらしいです。確認ができないという事で、届けを出されました。間違いはないと思います。

議 長 分かりました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、

取り消すことに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、15ページから16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗真、申請者_____、申請地 栗真小川町山脇_____、
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積144㎡ 外6筆で、合計面積
288.75㎡です。

これにつきましては、申請者の亡き兄が、平成3年に農業用倉庫を建築したもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、申請者 _____、申請地 半田上出_____、台帳
地目・現況地目とも畑、面積360㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とし、農家住宅を建築しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 産品宮ノ前_____、台
帳地目・現況地目とも畑、面積148㎡。

これにつきましては、申請地を、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町久知野横院前_____、
台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,341㎡の内617㎡。

これにつきましては、申請地を、貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町林墓ノ谷_____、
台帳地目・現況地目とも田、面積175㎡ 外4筆で、合計面積2,384㎡。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所五会内_____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積192㎡。

これにつきましては、申請地を、店舗用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いします。

番号7、地区 草生、申請者_____、申請地 安濃町草生板カス _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積195㎡ 外4筆で、合計面積
1,159.3㎡。

これにつきましては、申請地を、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は5,149.05㎡で、その内訳は、田が
3,708.38㎡、畑が1,440.67㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、栗真。
青木委員	5番 青木です。18日に北部担当の農業委員立会いのもと、現地確認をしていただきましたが、何ら問題はないという事ですので、どうぞよろしくお願い致します。
議 長	2番、神戸。
池田委員	1番 池田です。15日に、現地確認させてもらって何ら問題ないと思います。よろしくお願い致します。
議 長	3番、櫛形。
森 委員	3番 森です。本案件は、後程ご審議いただきます長男の農家住宅建築とも関連をいたしまして、申請人と長男の家族が一体的に駐車場用地として利用するという事でございますので、特に問題はありません。
議 長	4番、上野。
前田委員	14番 前田です。事務局の説明どおりで、問題ございません。
議 長	5番、明。
杉谷委員	15番 杉谷です。太陽光発電の施設用地でありまして、会長さん、部会長さん、現地確認をしていただきました。何ら問題はないと思います。よろしくお願い致します。
議 長	6番、辰水。
事務局	中川委員さんが欠席されておりました、事前に連絡をいただきました。それで、問題ないという事でしたので、よろしくお願い致します。
議 長	7番、草生。
平井委員	23番 平井です。去る11月18日に現地確認をいたしましたところ、事前着工がございました。 色々聞いていますと、申請書の中に、11月1日から着工と書いてありまして、本人はもう受付してもらったら、それで着工できるものだと思っていたらしく、これについては困ると申し入れをしましたところ、始末書の提出がございました。本人も非常に反省しておりますので、特に問題はないと思います。 ただ、受付時にもう少し、許可が出てから着工するという事が当たり前ですけども、親切に説明すれば良いかと思いました。 あと、もう1点。本申請は、経済産業省の設備認定通知書の添付が必要になっております。この中には、農地法については何ら触れられておりません。経済産業省と農林水産省の関係の事もあるかと思っておりますけれども、経済産業省の

ほうも、もう少しおもてなしの心と言いますか、親切心を出していただいて、農地法にはこういう決まりがあるので守ってください、というような事を書いていただくと、親切かなど。この2点を特に感じた次第です。

本件につきましては、始末書の提出もあり、本人も反省しておりますので、何ら許可しても問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 櫛形、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 殿村狭間谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,386㎡ 外1筆で、合計面積1,571㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものですが、申請地は、渡人が20年以上前から造園業者の土砂などの資材置場としており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 片田、受け人 _____、使用借人 _____ 外1名、渡し人 _____、申請地 片田久保町宮ノ腰_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積392㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農家分家の一般個人住宅用地とし、息子夫婦に無償で貸し付けようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 高茶屋小森町向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積876㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、デイサービスセンター用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 黒田、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 河芸町高佐里南_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積376㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とし、農家住宅を建築しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、受け人 _____、渡し人 _____ 亡き _____ 相続財産管理人 _____、申請地 芸濃町北神山三街_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積399㎡、外2筆で、合計面積1,079㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する古民家

展示場用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

以上件数は5件、合計面積は4,294㎡で、その内訳は田1,571㎡、
畑2,723㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を
伺います。1番、楡形。

森委員 3番 森です。この案件は、11月18日に守山会長、伊藤部会長にて、現
場確認をしました。当地は、転用要件に、特に問題はないものと思えますが、
会長、部会長から、当日立会いに来ておりました譲り受け人の代理人である行
政書士に対して、現場に放置してある庭石等の資材、それから雑草の撤去が望
ましいとご指導をいただきました。譲り受け人からご指摘の事項について、行
う旨の確約書が事務局のほうへ、遠方でございますのでFAXで提出をされて
おります。従いまして、太陽パネル設置までに、整備がされるものと考えてお
りますが、当方といたしましても適正に履行されるかどうか、今後見回ってま
いりますので、許可のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

議長 2番、片田。

森委員 3番 森でございます。11月15日にグループの委員さん立会いの下、現
場を確認いたしました。これにつきましても、ただいま説明の通り、譲り受け
人が子ども夫婦の住宅用地として購入をするものです。特に問題はないものと
考えます。

議長 3番、高茶屋。

奥山委員 10番 奥山です。立会いしたところ、何ら問題ないと思えます。よろしく
お願ひいたします。

議長 4番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。場所は高佐の集落内で、黒田から栗真に向ける道路沿い
の果樹園です。家を建てるという事で、特に問題ないと思えます。よろしくお
願ひをいたします。

議長 5番、安西。

田中委員 16番 田中です。この間、18日に会長さん始め、事務局の方立会いの下、
調査して参りました。

駐車場にしたいということで、問題がなかろうと思っておりますので、よろ
しくお願ひいたします。

議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 栗真、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 栗真町屋町南浜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積132㎡の内125㎡です。 これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を4か月間賃借し、作業所用地として一時転用しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里睦合町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積991㎡ 外8筆で、合計面積10,956㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数は2件、合計面積は11,081㎡で、すべて畑でございます。 いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、栗真。
青木委員	5番 青木です。11月18日、委員の皆さんに立ち会ってもらって、現場確認しましたので、何ら問題ないということで、よろしく申し上げます。
議 長	2番は私でございます。私はこの件は何ら問題なかろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。
議 長	それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 神戸、借り人 _____ 外1名、貸し人 _____、申請地 神戸与市垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積192㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 産品宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積16㎡ 外1筆で、合計面積17.8㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と40年間の使用貸借契約をし、申請地を農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。なお、この内 _____ 1.8㎡につきましては、後日、公衆用道路として、市に寄付予定であるとのこと。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町赤部井狭間 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積268㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町棕本新町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積59㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は536.80㎡で、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、地元委員の意見を伺います。1番、神戸。

池田委員

1番 池田です。これは親の元へ娘夫婦が家を建てるものであって、ありがたいことで何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長

2番、楡形。

森委員

3番 森です。この案件は、先の議案第3号3とも関連をいたしますが、貸し人の宅地内に子どもの住宅を建設するものでありまして、隣接する出入り口付近の畑地を宅地と公衆用道路用地として寄付するので特に問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

議長

3番、黒田。

丹羽委員	13番 丹羽です。親子の分家で何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	4番、棕本。
田中委員	16番 田中です。親子の関係でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。 次に第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書の20ページをお願いいたします。 議案第7号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 雲出、願出者 _____、申請地 雲出島貫町塚垣内_____ 台帳地目 田、現況地目 宅地、面積225㎡。 これにつきましては、固定資産の評価証明により、申請地に昭和42年と昭和47年に倉庫が建築されたことが確認できますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、雲出。
大田委員	9番 大田です。今、事務局の説明の通りで、15日に事務局及び担当の農業委員と、現地確認いたしまして、本人とお会いし、経過を聞きながらこの要件については問題がないと思いました。よろしくお願いいたします。
議 長	はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いたします。 次に別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

まず、各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で284, 135㎡、畑の使用貸借で8, 770㎡、契約件数は122件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で33, 810㎡、畑の使用貸借で307㎡、契約件数は18件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で142, 359㎡、畑の賃貸借、所有権移転で843㎡、契約件数は33件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で86, 083. 61㎡、畑の賃貸借で115㎡、契約件数は23件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12, 584㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて558, 971. 61㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて10, 035㎡で、合計契約件数は201件、合計面積は569, 006. 61㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区58件、河芸地区2件、安濃地区28件、芸濃地区19件でございます。

合計で、契約件数が107件、面積は431, 028. 61㎡です。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

それでは、以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年 11月21日

議 長

出席委員

出席委員